

**新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした
小・中学校臨時休業期間中の「外での活動や運動」について**

小・中学校の臨時休業が長期間続き、室内で過ごす時間も多くなってきている状況から、児童生徒の心身の健康についての心配の声も多く聞かれるようになってきています。

このようなことから、3月10日（火）の参院文教科学委員会では、文部科学大臣から「安全を確保しながら、適度な運動はしていただくべきだ」と、公園など屋外での活動も認めるべきであるとの見解が示されました。

そこで本町でも、近隣市町村の状況や町PTA協議会の意見も踏まえながら、町教育委員会と町校長会とによる協議を行い、臨時休業期間中の外での活動や運動については以下の方向で進めたいと思いますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

◆ 臨時休業期間中の外での活動や運動について ◆

一斉臨時休業の趣旨を踏まえ、基本的には不要・不急の外出は控えることとしながらも、



【児童生徒の心身の健康の保持を目的として】

感染拡大防止に配慮しながら、1日1～2時間程度、近くの公園や学校の運動場等で遊んだり、運動したりすることは可能です。

1 活動（運動）場所について

- 屋外の安全が確保されている場所（自宅近くの公園や学校の運動場など）
 - ※ ご家庭で話し合っ、事前に行き先を決めておくこと安心です。
 - ※ 学校の運動場の開放について
 - ・ 開放できる時間は、午前10時から午後4時までとします。土曜・日曜は教職員が不在ですのでご注意ください。
 - ・ 卒業式の日（中学校…16日、小学校…25日）は、運動場が駐車場となり、周辺の交通も混雑することが予想されるため、運動場の開放は行いません。

2 活動（運動）時間について

- 目安・・・1日1～2時間程度

3 活動（運動）内容について

- 縄跳び、ジョギング、散歩 等
 - ※ 他の児童生徒に危険を及ぼすような活動や道具の使用はできません。

4 感染拡大防止のために

- 毎朝の検温等を確実にし、体調が悪い場合には外出は控えるようにしてください。
- 多くの人数で誘い合ったり、集団で活動したりすることがないようにしてください。
- 活動前後の小まめな手洗いや消毒、うがい等をしっかり行うようにしてください。

5 その他

- お子さんと一緒に活動や運動ができる方は、公園や学校の運動場に遊びにきている他のお子さんたちの見守りについてもご協力ください。学校の教職員も、公園や運動場等を巡回します。
- 本件につきましては、あくまでも休業中の対応であり、外での活動や運動を強制するものではありません。ご家庭で、休業中の過ごし方や計画等についてお子さんとじっくり話し合い、保護者の判断・責任のもとご対応いただければと思います。